

平成19年第4回葛城市議会定例会会議録(第2日目)

1. 開会及び延会 平成19年12月12日 午前10時00分 開会
午後 4時00分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番	山下和弥	2番	朝岡佐一郎
3番	西井覚	4番	藤井本浩
5番	吉村優子	6番	阿古和彦
7番	川辺順一	8番	川西茂一
9番	寺田惣一	10番	下村正樹
11番	岡島辰雄	13番	西川弥三郎
14番	南要	15番	亀井一二三
16番	高井悦子	17番	白石栄一
18番	石井文司		

欠席議員1名 12番 野志 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉川義彦	副 市 長	岡本吉司
収 入 役	吉田新之助	教 育 長	吉村正好
特 別 参 与	安川義雄	企 画 部 長	米田芳昭
総 務 部 長	大武勇吉	都 市 整 備 部 長	高木久雄
産 業 建 設 部 長	石田勝朗	市 民 生 活 部 長	杉岡富美雄
保 健 福 祉 部 長	田宮久好	教 育 部 長	宮西清
水 道 局 長	西川正一	消 防 長	北川武雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯田孝彦	書 記	中嶋卓也
書 記	井上理恵		

6. 会議録署名議員 8番 川西茂一 10番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 議第42号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すること
について

- | | | |
|-------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 2 | 議第 4 4 号 | 平成19年度葛城市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 3 | 議第 4 5 号 | 平成19年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 4 | 議第 4 7 号 | 平成19年度葛城市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 5 | 議第 3 6 号 | 字の区域変更について |
| 日程第 6 | 議第 4 3 号 | 葛城市道路占用料に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第 7 | 議第 4 6 号 | 平成19年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 8 | 発議第 1 2 号 | メディカルコントロール体制の充実を求める意見書について |
| 日程第 9 | 発議第 1 3 号 | 後期高齢者医療制度に関する意見書について |
| 日程第10 | 一般質問 | |

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	2	朝 岡 佐一郎	1. 妊産婦健診費用の公費負担回数の拡充について	市 長 担当部長
			2. 「ハートプラスマーク」の啓発について	市 長 各担当部長
2	8	川 西 茂 一	1. 防災グッズの設置	担当部長
			2. 緊急地震速報	担当部長
			3. 耐震改修補助金	市 長
			4. 尺土駅前開発	担当部長
3	5	吉 村 優 子	1. 保育所の「食育」「給食」について	担当部長 市 長
4	6	阿 古 和 彦	1. 地球環境にやさしい自治体（葛城市）を目指して	担当部長 市 長
5	16	高 井 悦 子	1. 後期高齢者医療と国保事業会計について	市 長 担当部長
			2. 安心して子どもを産み育てられるまちに	市 長 担当部長
6	17	白 石 栄 一	1. 平成20年度予算編成について	市 長 副市長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

藤井本副議長 おはようございます。

本日につきましても、議長が病氣療養のため欠席ですので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第42号、日程第2、議第44号、以上、2議案を一括議題といたします。

本2議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、西川委員長。

西川総務文教常任委員長 おはようございます。

去る5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました2議案につきまして、6日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第42号議案についてであります。

質疑では、人事院勧告による今回の給与、扶養手当、勤勉手当の改定に伴い、それぞれの程度の費用がかかるのかの問いに対し、給与については1級から3級の一部を引き上げ、74名の該当者があり、金額にすると198万963円で、扶養手当については1人当たり500円ふえ、該当扶養者数が343名で、職員数では179名の該当者があり、影響額は194万4,500円になり、勤勉手当については0.05%の引き上げを行い、597万7,348円になり、合わせて990万2,811円になる。また、改定に伴う退職手当、超勤手当、地域手当等の影響額が300万4,292円で、人事院勧告に伴う影響総額は1,290万7,103円になるという答弁がありました。

また、臨時雇用職員の賃金について、公務労働にふさわしい金額に引き上げる必要があるのではの問いに対し、社会情勢や行政改革を進めていく中で、近隣や県下の賃金体制を踏まえながら固定的に考えずに決めていきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号議案についてであります。

質疑では、徴税費の過年度支出金の補正内容の問いに対し、ある法人の経営形態が直営方式からフランチャイズ方式に変更されたため、前年度に予定申告で納められた法人税が今年度の確定申告で一たんゼロ申告をされたため、還付が発生したという答弁がありました。

また、塵芥処理費及びし尿処理費の臨時雇用職員の賃金の補正内容のはの問いに対し、当初予算では日額を前年度より3,000円減らし、1万円で計上していたが、いきなり3,000円もの減額をするのはどうかということで、3年間で段階的に減らしていくこととし、今年

度は1,000円を減らした日額 1万2,000円で計上し直した差額であるという答弁がありました。

また、まちづくり交付金事業の3億600万円の工事の中身はの問いに対し、国鉄坊城線架道橋改築工事で幅員を4.3メートルから9メートルに、高さを2.9メートルから4.5メートルに拡幅する工事であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えまして、当委員会の報告とさせていただきます。

藤井本副議長 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第45号、日程第4、議第47号、以上2議案を一括議題といたします。

本2議案は民生水道常任委員会に付託されていますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

南民生水道常任委員長 それでは、委員長報告を申し上げます。

去る5日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました2議案につきまして、7日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第45号についてであります。

質疑では歳入のその他一般会計繰入金の補正によって、当初予定されていた繰入金がどのような額になったのかという質問に対し、この繰入金はすべて法定外の繰入金で、1億2,624万2,000円の当初予算が、補正により1億4,329万4,000円となっているという答弁がありました。

また、今後の国保の運営状況の見通しはという質問に対し、今の段階では医療費や国、県からの歳入のことなど、見きわめにくい部分がたくさんある。退職医療が10月になって落ちてきていることもあって、当初予算の見込みのままで行けるだろうという思いがあるが、インフルエンザの流行が早まっていることもあり、その動向によっては3月に増額をお願いすることもあるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号についてであります。

質疑では国の補助事業に関する規定の改正により、次年度で実施することになった寺口受配水池の耐震補強補修工事に係る補助事業の内容についての質問に対し、寺口受配水池については施工後36年経過し、平成18年度に漏水が確認され、あわせて耐震診断を実施したところ、耐震補強が必要と診断され、耐震指針の見直しがあって、レベル2に対応するための補強工事を行うものであるという答弁がありました。

また、この補助事業の事業費、補助額、企業債はどれだけになるのかという質問に対し、工事費は6,870万円、委託料は630万円を計上しており、この事業のうち補助対象が約4,500万円で、その3分の1の1,500万円が補助金となるもので、起債の対象にはせずに単独事業として行う計画であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、民生水道常任委員会の報告といたします。

藤井本副議長 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第36号から日程第7、議第46号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、川辺委員長。

川辺都市産業常任委員長 おはようございます。

去る5日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました3議案につきまして、10日午前9時30分より委員会を開催し、審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第36号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号についてであります。

質疑では該当箇所数についての問いに対し、道路5カ所、公有財産6カ所の計11カ所であるという答弁があり、また単価についての問いに対し、全国一律で市は600円であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会の報告といたします。

藤井本副議長 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第5、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第12号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

13番、西川弥三郎君。

西川議員 ただいま上程賜りました発議第12号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書について説明をさせていただきます。

外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数（平成18年）は、523万件余りに上ります。この救急救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められています。

しかし、都道府県下のもと、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救命救急士等が実施する応急手当て、救急救命処置や搬送手段の選定等について、医師の指示・助言、事後検証、教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきであります。

ことし5月に都道府県MC協議会を統括する全国メディカルコントロール協議会連絡会が発足いたしました。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等についてしっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきであります。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速・的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきであります。

以上のことから、下記の項目について国に早急に実施するよう、強く要望いたします。
記。

- 1、全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。
- 2、メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること。
- 3、オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。
- 4、救命救急士の病院実習や再教育の充実強化を図ること。
- 5、救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

藤井本副議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本副議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本副議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第12号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、発議第13号 後期高齢者医療制度に関する意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

14番、南 要君。

南議員 ただいま上程賜りました発議第13号 後期高齢者医療制度に関する意見書についてを説明させていただきます。

2008年4月から、75歳以上の高齢者を対象にした医療制度がスタートすることになりました。制度発足に当たり、幾つかの問題点が指摘されております。

第1は、すべての高齢者が保険料を負担することになることで、特に所得の少ない方々は支払えるのかと心配されております。

第2は、保険料を支払えない場合に、滞納後1年を経過した場合は特別な理由がない限り資格証明書が発行され、1年半滞納した場合には保険給付の一時差しとめの制裁措置が設けられたことです。

第3は、後期高齢者がふえ、医療給付費がふえるのに応じて保険料が上がる仕組みになっていることです。

第4は、後期高齢者を初め、住民の意思が反映されにくいのではないかとということです。

第5は、高齢者と、それ以下の世代で支払われる診療報酬を別建てにして定額制とし、受けられる医療を制限する方向が打ち出されていることです。こうしたことから、奈良県後期高齢者医療広域連合におかれましては、以下の点について対策を講じてくださるよう強く要望いたします。

記。

- 1、医療費の一部負担金を軽減するための弾力的な措置を講じること。
- 2、高齢者を初め、住民の意思を反映できる協議機関の設置を講じること。
- 3、高齢者が十分な医療が受けられるよう、関係機関に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

藤井本副議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石議員。

白石議員 発議第13号 後期高齢者医療制度に関する意見書について、賛成討論を行いたいと思います。

平成20年4月から、すべての75歳以上の後期高齢者を対象にした後期高齢者医療制度がスタートいたします。運営主体となります奈良県広域連合議会定例会が11月26日に開催され、保険料の均等割額を3万9,900円、所得割率を7.5%とする条例案が決定をされました。1人当たりの平均保険料は、年額8万3,400円となります。

ご承知のように後期高齢者医療制度はすべての加入者から保険料が徴収されます。年金の月額が1万5,000円以上の人は年金から天引きをされ、月額1万5,000円未満の人は市町村での窓口納付となります。滞納をすれば保険証が取り上げられるという、厳しい制裁が科せられることになっております。このような制度の中身が知られる中で、国民の批判が沸き起こっております。福田内閣でも、この批判を受けて保険料の一部凍結や運用の改善を言わざるを得ない状況になっております。

さらに今日では、高齢者を差別する世界に類のない医療制度は中止撤回すべきとの世論が大きくなっているところであります。広域連合議会におかれましては、本意見書の趣旨を尊重されるとともに、資格証明書等の発行は高齢者の生活実態に配慮した運用をすること。保険料についても、高齢者の実態に即した申請減免の適用を図るなど、一層の制度の改善、弾力的な運用を求めておきたいと思っております。

以上、賛成討論といたします。

藤井本副議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 ほかに討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第13号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前11時00分

藤井本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、一般質問を行います。

申し上げます。去る12月5日の通告期限までに通告されたのは6名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表の記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。最初に、2番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

2番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきの通告に基づきまして私の一般質問を行ってまいります。

その前に、過日の公務執務中におきまして倒れられ、現在療養中の野志 昭議長には心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い全快を祈り、次回の3月議会では、この本会議場にお元気なお姿で、また再び市政発展のため議会活動に努められることを心から念願をいたしております。

また、この間、議長代行として公務をとり行い、本会議におきましても円滑な議会運営の指揮をとっていただいております藤井本 浩副議長には心から敬意をあらわすところでございます。

さて、本年12月に入り、残すことあとわずかとなり、本市行政当局におかれましては吉川市長を中心として各事務事業の円滑な執行に務められ、合併後3年が経過した今、市民の生活向上に向け日々効果的な行政サービスの推進に対し、大いに評価をいたしておるところであります。

しかしながら急速に進む高齢化や少子化で、本市においても財政の硬直化が進んでいく中で、将来に対する住民の不安は募る一方であり、本年7月の国政選挙の結果を見るように、参議院では与野党が逆転した、いわゆるねじれ国会となり、国民の判断は政府与党に対して政治のかじ取りには厳しい意思表示を示したわけであります。今、求められているのはやはり庶民の目線に立った政治であり、現場の声に耳を傾けた地域密着の政策協議が望まれているのではないかと思うところでございます。

改革を急ぐ余り、そこから取り残された人たちや、地域に対するセーフティーネットを含む対応が十分ではなかったこと、ここを認識して、負担増、格差の緩和等、住民生活をより一層重視した政治の実現に私どもも目指してまいっていかなければならないと思っております。

一方では、行政改革の取り組みについて、今日特に求められていることは、これまでにない手法による大胆な見直しによって、一層の徹底した行政のむだを排除するところであります。とりわけ、本市は合併という究極な行財政改革を進めたまちとして、県下においてもその動向に期待がかかるわけでございます。さきの集中改革プラン、あるいは葛城市総合計画に基づく行財政改革を推しはかりながら、多くの市民の支持と共感を得た住み続けたいまちづくりをさらに努めていただきたいところでございます。

その中で、私が本年3月議会の一般質問で取り上げました妊産婦健康診断の公費負担回数の拡充について、再度お伺いをさせていただきます。

先般、3月議会で申し述べましたように、この間、国における少子化対策が大幅に拡充され、妊産婦健診の公費負担回数の助成事業が平成19年度で財政措置の拡充が施され、多くの市町村で回数の拡充を取り組まれております。国は、これまでに計上されていた公費負担のおおむね2回分としての130億円から、子育て支援事業と合わせた約700億円の財政

措置が拡充されたわけであり、このたびの地方財政措置は、その地域の実情に応じた少子化対策を、実施主体である市町村がさまざまな少子化対策の促進につながるよう、枠の拡大に充てることとされているところでございます。

さきの厚生労働省の発表では、妊産婦健診、公費負担回数を現状の2回から5回程度にすることが望ましいと報道されました。母子保健法に基づく妊産婦健康診断は14回程度必要とされておりますが、健康保険が適用されないため、平均約12万円の自己負担となっているわけでございます。現在、晩婚化が進む中で、とりわけ高齢による妊娠の場合では、1回の健診費用がさらに高額であり、多くの市民からは回数拡充の期待が高まる声となっております。

3月議会のご答弁では、本市といたしましては、現状公費負担の健診回数は1回分として交付しており、低所得者の方にはさらに1回分の計2回分の交付をいたしておりますということでもございました。また、回数拡充におきましては、直ちに回数を増やすという考えは持っておらず、葛城保健所管内の動向を踏まえながら検討してまいりますというお答えをいただきました。

平成19年度予算では母子保健事業費の中で健康診断費用として277万円の予算計上でもございました。今後、平成20年度において、公費負担回数の拡充はどのようなご見解で臨まれるのでしょうか。再度、お尋ねをいたしておきたいと思っております。

また、葛城保健所管内の各行政区の動向について、現状の状況等もお伺いをさせていただきたいと思っております。

次に、国においても今、障害者自立支援法の抜本的な見直しが議論となっており、利用者負担軽減と社会保障制度の改革が注目されているところであります。しかしながら、外見ではわかりにくいと、さまざまな誤解を受けられている体の内部に障害を持つ方、内部障害者のことをご存じでしょうか。身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害と、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の六つを総称して内部障害といい、これらの障害を持つ人を内部障害者と呼んでいます。外見的には健常者と変わらないため、誤解や差別を受けやすく、つらい、しんどいと声を出さずに我慢されている方がおられます。一般社会では障害者のマークとして車いすをモデルにしたマーク、1969年に設定されました国際シンボルマークとしては一般的であります。例えばあるスーパーマーケットの駐車場で、車いすマークの駐車スペースに駐車をされていた方がいます。車からおりてきた私たちを見て、ある人がげげんそうな顔をします。この人は普通に歩いているのに、障害者のところに車をとめている。このような光景を見受けられたことはありませんか。内部障害者の方であれば駐車できるのですが、どうしても誤解されてしまいます。

一般社会にそんな人々の存在を視覚的に示し、理解するために表現されたマークがあります。ハートプラスマークでございます。身体内部に意味するハートマークに思いやりの心をプラスすることをあらわしています。体に病を持つ人は人に思いやる大切さを知っています。そして、周りの人にも心に思いやりのプラスアルファを持ってくれることを願います。

ますと、このハートプラスマークが生まれたわけでございます。

社会の多くの方々にとって、このような見えない障害について知る機会は余りなく、知らないということが障害への理解が進まない原因の一つであるように思います。障害理解への第一歩としては、まず知ってもらうこと、そして勇気が必要ですし、障害者自身にも知らせることが不可欠であります。障害が見えないからこそマークが必要であるという声が高まり、2003年に内部障害者や内部疾患を持つ人たちでハートプラスの会が結成され、このマークの啓発・普及活動を中心に、周囲の人へ理解と配慮を促す試みが施されております。

そこで、本市では内部障害者等に対する理解を深め、認知を促す啓発活動について、まず障害者福祉行政のご担当部長からご見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

質問は以上でございます。

再質問につきましては自席にて行います。明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

藤井本副議長 田宮保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま2番、朝岡議員から、2点にわたりましてご質問いただいたところでございます。

まず1点目、妊産婦の健診費用の公費回数の拡充についてということでございます。

この分につきましては、3月の定例議会にもご質問いただいたところでございまして、再度の質問という形の中で答弁をさせていただきたいと思っております。

妊産婦の健康診査の公費負担の拡充についてでございますけれども、厚生労働省は妊産婦健診に係る公費負担回数についての望ましいあり方として、市町村における5回程度の公費負担の実施が望ましいというような見解を示されておるところでございます。本市では、ご承知のように現在、母胎や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の費用につきまして1回、また低所得者につきましては2回の公費負担の実施をしているところでございます。近年、高齢者やストレス等がかかる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的、また就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦も見られるところでございます。こうしたことから、母胎や胎児の健康確保、また少子化対策の一環として公費負担の充実を図る必要性が指摘されているところであります。このため、経済的不安等の軽減を図るため、財政面も踏まえまして県下、また近隣の状況を見ながら拡充に向けて対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

ちなみに平成19年度の県下の実施状況でございますけれども、一般世帯で公費負担の回数でございますが、県下で1回を実施している市町村が24ございます。また、2回実施しておるのが8市町村でございまして、3回が4市町村、4回というのは県下でございまして、5回が3村、三つの村が実施しておる状況でございます。

また、非課税世帯に対しましては、1回が8町村、2回が18市町村、3回が10市町村、4回はないわけなんですけれども、5回が3村、こういう形で県下の平成19年度の実施状況でございます。

ご質問にございましたように、葛城保健所管内におきまして、平成19年度で回数をどう

かされた状況についてご質問いただいておりますわけでごさいます、その分につきまして葛城保健所4市4町の中で平成19年度の状況でごさいます。一般の家庭で1回から2回にふやされた分が1市ごさいます。また、非課税世帯の部分で2回から3回に増加された市町村が2市ごさいます。それ以外は平成18年度、平成19年度は同じ回数で対応されておるとい状況でごさいます。そうした中で、ご質問いただいておりますこの回数につきましても、さらに拡充に向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

次に、2点目のハートプラスマークの啓発ということでご質問いただいております。

このご質問のようにハートプラスマークの啓発につきましては、体内に障害があるため外部からわからない、また理解をしてもらえないため、社会環境の中で大変つらい思いをされている現状があるわけでごさいます。こうしたことから、内部障害者の人たちで結成されましたNPO法人ハートプラスの会が全国的に理解を求める啓発推進に努められているところでごさいます。障害福祉を担当する部署といたしまして、障害のある方も住みなれた地域で安心して社会参加ができるまちづくりの推進に努めているところでごさいます。こうした日常生活で周囲の理解を必要とされている内部障害者の理解の第一歩として、ハートプラスマークの普及啓発も障害福祉を推進する上で大切なことだと考えるわけでごさいます。今後、普及啓発につきましては担当課もあわせまして関係する課、また関係機関とも協議いたしたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でごさいます。

藤井本副議長 2番、朝岡議員。

朝岡議員 ただいまは担当部長からご答弁をいただき、まことにありがとうございました。

妊産婦健診の公費負担回数の拡充ということにつきましては、本年度から回数を拡充された行政区もあるということでお伺いいたしました。また、おおむね平成20年度からはまた充実した拡充する方向で検討されている行政区も多いということを感じたわけでごさいます。

以前から、我が党は子育て支援ということに対する対応として、ご存じの児童手当制度の拡充や出産育児一時金の増額など、多くの市民の方々とともに積極的な支援策の推進を図ってまいりました。

実は、このたび我が公明党の奈良県本部といたしまして、県下39の市町村において、この妊産婦健康診断の公費負担回数の拡充を求めるとい要望書を各市町村長へ提出をするということになりまして、県下各行政区一斉に要望署名運動というのを展開させていただきました。本市においても、11月の中旬から署名運動を開始いたしまして、多くの市民の皆様からご賛同をいただきました。

実は昨日、12月11日でごさいます、午後より、吉川市長へ署名の総数3,927名分を合わせて、ちょうどそのときの写真がきょうでき上がりまして写っておりますけども、要望書を提出させていただいたところでごさいます。市長室には市民の代表の方を初め、現在妊娠をされている方も同席され、公費負担回数の制度の拡充に対して強く要望されたところでごさいます。とりわけ、先ほどもごさいましたけれども、奈良県におきましては

全国的な平均より負担回数が低い数値と報告をされておるわけでございます。この件につきまして、もう一度、再度市長のご見解を求めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、内部障害者の認知と周囲の理解を深めることについての啓蒙・啓発運動の一環として、先ほどのハートプラスマークの普及についてご答弁をいただきました。行政としても関係機関と協議した上で検討をしてまいりたいというご答弁でございました。確かに発展的には公共施設の障害者駐車スペースへのマーク等の表示や、具体的な取り組みが必要となりますが、まずはこのマークが多くの方へ知っていただくことから始めていただくことが社会的な土壌づくりではないかと思っております。

本年11月には、先ほどご紹介をいたしましたハートプラスの会が内部障害、内部疾患の福祉の充実と雇用の促進に対する要望書といたしまして、厚生労働大臣の舛添要一大臣に要望書を出されております。また、内部障害者のマークを公共交通、もしくは障害者スペースに追加を求める要望書ということで、国土交通大臣の冬柴大臣にも要望書の提出をされておるところでございます。その中では、公共の場でのマークの普及による市民の方々への啓蒙活動や、施策の充実を求める内容が記載をされております。ハートプラスマークを公共交通機関の優先席及び内部障害者等が利用する公共施設への設置を盛り込んだ内容の要望事項が記載をされております。

同じくして、我が公明党の県女性局の方が中心となりまして、県下路線バスの最大手でございます奈良交通さんへも同様の要望書を届けたところでございます。先日も近隣の御所市の12月号の広報紙には、このハートプラスマークの掲載がされております。ちょうど7ページに、こういうふうになっておりますけれども、住民福祉を担当する行政機関から、このマークの周知を広報紙により多くの市民に知らすことが啓発活動の取り組みとして掲載をされており、福祉当局の窓口には市民からの問い合わせ等に対してもマークを窓口を設置し、普及活動を展開されていると伺いました。まずはできることから対応していくことが大切ではないかと、こういうふうに思ひますが、この件につきましても市長のご見解をお伺ひさせていただきたい、このように思ひます。

以上でございます。

藤井本副議長 吉川市長。

吉川市長 朝岡議員からの再質問にお答えを申し上げたいと思ひます。

まず1点目でございます。妊産婦の健診の公費負担の回数の拡充についてということでございます。部長が答弁をいたしましたように、今、大変関心が深まってまいっておりますし、またその必要性が言われているところでございます。そうした中で、本市におきましても来年度の予算編成の時期には拡充を目指した提案をさせていただきたいと、こういうふうな思ひしているところでございます。

先ほど答弁の中にもございましたように、いわゆる低所得者に対しましては、現在2回をやっております。それを国では、先ほど部長の答弁でもありましたけれども、5回程度は必要であると、こういうふうなことであったわけございまして、そのことにつきまして

もこの間の県会、今、開会をされております県会でも話題になっておりまして、記事が掲載をされていたところでございます。知事の答弁は市町村にしっかり頑張ってもらおうと。頑張ってもらって、いわゆる頑張る市町村としての支援を考えていきたいと、そういうふうな答弁をされておったように、私は新聞紙上で感じたわけでございます。交付税の財源措置も言われているところであるわけございまして、そうしたことを踏まえながら、少子化対策の一環でもございますので、そういう考え方で進めていきたいと、こういうふう考えます。

現在、全体の財政状況を踏まえながら、来年度の予算編成を行っている時期でございますので、具体的に何回とか、そういう答弁については本日は控えさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、ハートプラスマークの件でございます。

障害者の方々が、先ほどのご意見の中にもございましたように、内部疾患の方々が一般の健常者の皆さん方から見えにくいというふうなことから、いろいろご苦労をなされてるというふうなことも思っているところでございます。そうした中で、今申されますように、行政は行政として、どういう役割を果たしていくかということが大変大事であろうと思うわけでございますので、行政といたしましても、そういう面で皆さんの理解が得られるような、そういう啓発の仕方を内部的に検討をして推進をしてまいりたいと、こういうふうに思います。

以上です。

藤井本副議長 2番、朝岡議員。

朝岡議員 ただいまは市長にも詳細にまたご見解をお伺いいたしました。お示しもいただきましてありがとうございました。

ハートプラスマークの啓発普及活動ということにつきましては、先ほどの御所市の広報紙もございましたけども、それを初め、今は奈良市、また大和郡山市、橿原市、大淀町、平群町、斑鳩町と、県下の多くの市町村が今、こういう啓発・啓蒙活動に積極的に取り組んでおるようでございます。

さきに策定をされました葛城市障害者計画の基本理念にはノーマライゼーション、リハビリテーション、エンパワーメントということであり、基本目標には地域の輪が一つになって、障害のある人一人一人が暮らしやすいと感じる地域づくりと定められておるところでございます。本市においても多くの内部障害者や内部疾患等で日常生活での不便さに困っておられる方がいるというふうに推察する中で、今後より早く、具体的な取り組みについて行政当局の各事業においてご配慮をいただけることを強く望んでおきたいと思っております。

妊産婦公費負担の拡充でございますけれども、でき得れば厚生労働省の指針に基づいた公費負担の回数をぜひに5回というようなことにさせていただけることを、さらに検討を願うところでございます。

先日、私どもの党の県代表者会議というのがございまして、そのところに来賓としてお見えになりました橋本奈良県副知事がお話をされていた中で、妊婦健診を一度も受けない

ままで生まれそうになってから病院に駆け込む、いわゆる飛び込み出産というのがあるよう
でございます。県下でも昨年10数例、報告をされておるようでございます。妊婦、そ
の中では妊婦さんも新生児ともに多くは異常が認められていることとございまして、呼
吸障害等、治療の必要な新生児が通常の20倍であると、こういうふうにお話をされてお
りました。県下におきましては、本年8月に発生した、いわゆるかかりつけ医を持たない妊
産婦の搬送事故で、妊産婦の健診につきましては、その受診の重要性が改めて認識され
たところでございます。背景には妊産婦さんの本人の自覚の問題もございまして、経済的
な理由、または仕事の多忙さ等が指摘されている中で、妊産婦健診を受けやすい環境づ
くりを急がなければならないと思うところでございます。

かかりつけ医を持たないという、飛び込み出産の妊婦さんというのは、受け入れる産科
医療機関においても高いリスクを背負うわけでございまして、病院の受け入れ拒否を招き
かねないことであるわけでございます。また、産科医にとりましても、妊婦さんの体調や、
胎児の発育状況や、先天性の疾患等の有無を全く知らない状況のもとで、出産を伴う精神
的な、また身体的なストレスは、医師にとりましても通常の何倍に達するに違いないと思
うわけでございます。しかも産婦人科医は、今、全国的に不足している中で、たださえ
負担が大きいことを考えますと、医師の負担軽減策という側面からも、この妊産婦健診の
促進を図っていくことが非常に重要ではないかと、こういうふうに私は思うわけでござ
います。

葛城市では昨年も330名強の未来を託す健やかな新生児が生まれたところでございま
すが、誕生したばかりのとうとい命を脅かす行為を繰り返してはならないと、こういう思
いでございます。ぜひ平成20年度の母子保健事業における妊産婦健診の公費負担回数を、多
くの市民の皆さんが切望されております拡充に対し、理解と共感を持てる事業の執行に向
け、再度ご検討願えることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとう
ございました。

藤井本副議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 3 4 分

再 開 午後 3 時 0 0 分

藤井本副議長 午前中に引き続き、一般質問を行います。

8 番、川西茂一君の発言を許します。

8 番、川西茂一君。

川西議員 公明党の川西茂一でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせてい
たします。

初めに、防災機材、グッズについての質問をいたします。

この質問は9月度本会議におきましても質問をさせていただいております。担当部長か
らは安全・安心のまちづくり補助金という名目で、各大字の世帯数に応じた3段階の補助

金を交付している。その中から防災資機材等の整備にも使っていただけたらというふうに考えておりますとのご答弁をいただいております。各大字がどのような防災資機材の設置をされているのか。また現在、自主防災組織を立ち上げた大字は何力大字になっているのか、お伺いいたします。

次に、緊急地震速報の対処についても、9月の本会議において質問しております。緊急地震速報のまだ制度にも問題があると言われており、全国の自治体にも導入については温度差があり、今後、県内各市の状況も見ながら検討、または研究をしてまいりたいとのご答弁をいただいております。生駒市が今月から緊急地震速報受信機器を庁舎内に設置することになりました。また、市内の小・中学校にも同機器を導入することについて検討を進めているという報道がありました。本市においても検討する時期に来ていると思います。担当部長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

次に、耐震改修に伴う補助金制度についてお伺いをいたします。

本市も耐震診断に対する助成制度が導入されました。何件の利用があったのか、お伺いいたします。また、それに伴って耐震改修が行われた実績は何件あったのか、お伺いいたしたいと思います。

また、現在実施されております耐震改修に対する税控除制度の内容について、また耐震改修が必要となる住宅の件数について、葛城市内には何件あるのかをお伺いいたしたいと思います。

最後になりますが、尺土駅前開発の進捗状況についてお伺いいたしたいと思います。

私も1年間まちづくり特別委員会の委員長を務めさせていただきました。副委員長を初め、委員の皆様のご協力のおかげで、無事に大任を果たすことができました。大変にありがとうございました。委員会におきましても、葛城市の玄関口でもある尺土駅前の開発について多くの意見が出ておりました。現地の周辺を見たり、また橿原市の八木駅前開発を視察もいたしました。また、市民の方々からも早急に尺土駅前開発をすべきであるという要望も承っております。現在の進捗状況について、担当部長よりお伺いいたしたいと思います。

以上で質問を終わります。

なお、再質問は自席よりさせていただきます。

以上です。

藤井本副議長 大武総務部長。

大武総務部長 8番、川西議員からのご質問の1点目でございます。

防災資機材の関係についてご答弁申し上げます。

その中で大字の防災資機材の整備状況というご質問でございますけれども、この件につきましては、市から大字がどれぐらいされておるかというふうな調査等は今の時点ではいたしておりませんので、その現状というのはまだ把握をしてないと、こういった状況でございます。しかし、いろんな防災組織の関係とかで区長さんとお話をする機会がございますけれども、そのときは防災資機材をうちは整備していくんやというふうなお話もお聞きし

ておりますので、そういった形で今後整備がされていくだろうというふうな認識はいたしております。

それと、自主防災組織の結成状況ということでございます。

平成18年度に総務財政課で全大字を回らせていただきまして、防災組織の必要性等、説明に上がったわけでございます。そういった中で、現在で44カ大字の中で22大字につきまして防災組織を結成いただいておりますと、こういった状況でございます。ちょうど半分に達したということでございます。この大字におきましては、防災訓練等、活発なご活動をいただいておりますし、また、まだ結成をいただけていない大字、これにつきまして結成に向けてのご努力をいただいていると、こういった状況でございます。

それから、2点目の緊急地震速報でございますけれども、9月の一般質問でもお答えを申し上げておりますけれども、このシステムにつきましては、気象庁が取り組みをされておりまして、被害をもたらす地震が起こりますおよそ数秒から数十秒前に緊急地震速報という形でお知らせすると。現在のところはテレビとかラジオ、これは運用をされております。また、その他としましては、生駒市が取り入れられましたように、そういう業者を通しての機器を買って装置を取りつけると、こういう状況で整備が図れるわけでございます。緊急地震速報につきましては、本年10月1日から運用をされております。

生駒市におきましては、市民の防災意識を高めると、こういったことを目的としまして、今月、12月3日から試験的に運用されたということでございまして、現在、総務課と、それと警備室というのがございます。それと消防本部、この3カ所に導入され、設置をされたということでございます。この緊急地震速報のシステムの完全な運用については、まだ現在検討されているという状況でございます。今のところ、装置で地震があるというふうなことが伝わるわけでございます。それはインターネットのケーブルで伝わってくるわけでございます。それが伝わりますと、市の庁舎内の、今度は放送で地震が来ますというふうな放送をされると。現在はそういうふうな形です。とても数秒、数十秒には間に合わないということで、今後はそういった庁舎放送と直接つないで、緊急時にすぐに流せるというふうな方向で、今、検討を進めておられるというふうな形で聞いております。受信装置につきましては、1台で約10万円ほどの購入費、それから年間の通信料・配信料が約12万円ほどと聞いております。それプラス、いわゆる例えば新庄庁舎につけるとなると、その庁舎の放送設備の改造というのが別個にかかってくるわけでございます。ご質問いただいております市の公共施設等の導入につきましては、そういったシステムの統一的な利用をしたいというふうなこともございます。また、県内の状況につきましても、生駒市が初めて導入されたということで、その他はまだ導入されているということではございません。そういった状況も見守っていきながら、今後とも検討・調査をさせていただきたいなと、こういうふうにご考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

藤井本副議長 高木都市整備部長。

高木都市整備部長 それでは、8番、川西議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

3点目の改修に伴う補助金制度ということでございます。

耐震改修促進計画の方針に基づきまして、平成17年の中央防災会議で決定されました地震防災戦略といたしまして、東海地震、東南海、南海地震の被害を受ける地方公共団体はおおむね10年後の減災目標を設定し、国が制定した住宅建築物耐震改修事業制度を踏まえた耐震化促進計画を策定することとなりました。このことを踏まえまして、本市におきましても耐震化の足がかりといたしまして、震度6強、7程度を想定した葛城市の住宅建築物耐震化促進計画並びに葛城市の既存木造住宅耐震診断実施要綱を平成18年1月に策定いたしました。現在実施しているところでございます。議員もご存じのとおり、補助要綱として実施しているところでございます。

本市におきましては、住宅総数は1万950戸、そのうち木造住宅は8,320戸で、約半分の4,160戸が昭和55年以前に建築された古い住宅でございます。この数字につきましては、平成15年の住宅土地統計調査の報告書の数字でございます。この耐震化促進計画による昨年度の耐震診断実施件数は23件、本年度につきましては11月現在で30件でございます。この耐震診断に伴いまして、耐震改修の相談等につきましては数件がございました。このうち耐震改修を実施され、固定資産税の減額措置を受けられた実績は2件でございます。なお、税の控除といいますのは、あとは所得税の減額控除という制度がございます。

なお、ご承知のとおり、現在、耐震改修につきましては、学校施設につきましては順次、耐震補強工事は行っておるところでございます。災害に強いまちづくりを目的とした防災対策の一つとして、耐震改修促進計画の方針によりまして、現在、葛城市の耐震改修促進計画を策定しているところでございます。

以上でございます。

藤井本副議長 石田産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、川西議員の4番目の質問でございます。尺土駅前開発ということで、現在の進捗状況はどういうふうになっているのかということでございます。

この尺土駅前広場の整備事業につきましては、これまでの特別委員会でご説明申し上げており、17年度より基本設計の発注、それから補助金獲得のために県道路建設課と協議を重ねてまいっております。今年度、平成20年度、補助金要綱の一部改正がございまして、その協議が一時中断状態にありましたが、本年8月より現在の計画で、当該事業に該当し、また補助率的にも有利な事業ということで、道路維持課も交えまして、特に地元の要望のございます地下道の取り扱い、また安全に配慮した南北自由通路、それから障害者に配慮した広場、利用形態等、交通安全事業を主体といたしまして道路維持課の意見を取り入れながら、これまでの委員会で委員皆様方よりちょうだいいたしましたご意見を参考にいたしまして、投資効果が最大限に発揮できるよう、市の玄関口にふさわしい整備を行いたい、これらの状況を県の担当者に説明を行いまして、近畿地方整備局との協議をお願いしているところでございます。まもなく、この近畿地方整備局との協議結果が返ってくると思われまますので、これからの今後の特別委員会でご報告、また各委員よりのご指導を仰ぎたいと思っております。どうか、今後につきましてもよろしくご指導をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

藤井本副議長 8番、川西議員。

川西議員 それぞれ各担当部長よりご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そこで再質問をさせていただきたいと思いますが、まず防災資機材について、これも近隣の香芝市の状況について、少し話をさせていただきます。

香芝市は平成11年度に41あります自治会に、このパールセットというのを支給しております。金額は1セット5万円ということですが、このパールセットの内容と申しますのは、家が倒壊したとき、どうしても素手では動かせないという大きな物を移動させるための油圧式のパール等も入っています。非常に、いざというときに、これは大変役に立つというふうに私も思います。

また、平成19年度には連合会からも資金を提供してもらいながら、連合会に加入している自治会に10万円の補助金を出しています。これは自治会独自で、その自治会で必要な防災グッズを購入しておるという状況でございます。その結果、非常に自主防災の意識の高揚、また維持・継続に効果が見られるとのお話でした。本市においても防災資機材を各大字の公民館に設置するという点において、いざというときのための、これは準備であるというふうに考えます。そういった意味からも、ぜひ私は各公民館に、こういった機材を設置しておくべきであるというふうに考えますが、再度、担当部長のお考えをお伺いしたいと思っております。

また、緊急地震速報受信機についてもご答弁をいただきました。もちろん、テレビ・ラジオ等で放送されるということで、まだまだ時間的というんですか、何秒ということであるので、非常に厳しい状況であるということは私も理解ができますが、しかし近年、その防災意識の高まりというんですか、これも大いにありますし、また市民の生命、財産を守るためにも必要と考えております。また、特に各小学校・中学校に設置するという点で、子どもたちを守ることもつながります。前もって少しでもわかるということは、それだけの対応ができる、対処ができるということにもつながってくるのではないかと考えます。子どもたちをやはり安全に守るためにも、早急にこの地震速報受信機等についてもお考えをいただきたいと思っております。

また、皆さんもご存じかもしれませんが、近日中に発売されます市内のマンションなんですけども、ここは既に緊急地震速報システムを採用されるということです。本市もぜひ一つ前向きにご検討いただきたい、このように思っております。再度、担当部長のお考えをお伺いさせていただきたいと思っております。

次に、耐震改修補助金制度についてもご答弁をいただきました。

葛城市におきましても、非常にたくさんの改修をしなければいけない住宅が4,160棟もあるという、今、部長のご答弁でしたが、耐震診断にお越しになってる方というのが30件ということで、非常にこれ、少ないです。まだまだ意識がないと思っております。また、その改修をなさったというのは2件というふうにおっしゃったと思いますが、ちょっとこれもまだまだ進んでないなという状況であるというふうに考えます。これにはいろんな問題があ

と思うんですけども、先ほど部長のご説明にありました税制度が利用できるということ
を余り知らない方がたくさんいらっしゃるような状況ではないかと考えます。ぜひひとつ
広報紙等でも啓発をお願いしたい、このように考えます。

また、住宅の耐震化が進まないという大きな理由には、やはり高額な補強費用にあるの
ではないかと思えます。例えば、補強を行えば数百万円かかる上、特に耐震性が乏しい住
宅はそれ以上に工事費がかかるということがあります。補助制度を受けても、古い木造住
宅に住む高齢者世帯には負担が重過ぎて、なかなか工事まで踏み込めないというのが状況
ではないか、事情ではないかと考えております。本市も高齢化率が20%ということで、高
齢者の方が非常にふえる傾向にあると思えますが、最近、国土交通省がこういったことを
やっております。自宅をその担保とした高齢者向け融資ということで、リバース・モーゲ
ージというような形をとっております。特に高齢者に対しては、これを行うための費用と
いうのが20万円近くかかるわけなんですけども、これに対しても一定割合の補助をしてい
くということを打ち出しております。また、市町村が行う高齢者向けの耐震改修補助事業
に地方交付税を充てて、自治体の負担を軽くする方向で、今、一生懸命いろいろと協議を
してる最中であるというふうな報道がございました。どうかひとつ、ぜひ本市も前向きに
考えていっていただきたいと思えます。

先ほどの部長のお話もありましたけれども、奈良県の18年度の耐震改修促進計画、これ
の「あり」が64%で、「まだ未定」が36%となっております。こういった意味で耐震改修
したいとき、家の状況にもよりますが、先ほど申し上げましたようになりかなり高額な費用が
発生するということですので、どうか一つ、これからの耐震計画、また耐震補助制度等
についても前向きに考えていただきたい、このように考えます。

また、最後になりますが、尺土駅前開発についても担当部長からご答弁をいただきました。
何か委員会でいろいろとご説明していただいている状況から、まだ進んでないというこ
とをすごく今、感じたんですけども、これだけ多くの方が葛城市の玄関である尺土駅前の
開発をぜひやってほしい、また北側の道路状況が非常に悪い、何とか南側でいるんな形の
道路状況をよくすることによって、子どもの通勤・通学等にも非常に役に立つから、ぜひ
考えてほしいという、多くの方のご意見もいただいております。一度、この点について、
将来の展望について、市長はどのように考えておられるのか、市長にお伺いいたしたいと
思います。

以上です。

藤井本副議長 大武部長。

大武総務部長 川西議員からの再質問をいただいております。

まず1点目でございますが、香芝市の例でございます、市のいろいろ公民館等に防災
資機材等の整備はどのように考えているのかというふうなご質問でございます。これは先
ほどのご質問にもございましたように、現在では各大字に対して安心・安全のまちづくり
事業補助金という形で支出をさせていただいております。5万円、10万円、16万円と、い
わゆる3段階でございます、世帯数に応じましてという形で、総額で約500万円程度と

いうことでございます。これについては前にもご説明申し上げたところでございます。

そうした中におきまして、先ほど説明をさせていただきましたように、自主防災組織がもう半分ほど立ち上げていただいて、活動を願ってきたと、こういうふうなこともございます。先ほど議員からご質問いただいております各大字の防災資機材の充実と、こういう点につきましては、自主防災組織の結成が進んでまいりますと、この補助金制度、いわゆる現在の補助制度、これを見直していかなければならないのかなと、こういうふうな感じもいたしております。したがって、現在のまちづくり事業補助金につきましては、今後、区長会の皆さんともご相談申し上げながら、市民の防災意識の高まりに合ったような補助制度、こういう制度に変えていけるようにというふうな形で、今後検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、2点目のご質問でございます、マンション等に緊急時速報等がついております。それに伴いまして、公共施設にもどうかというふうなご質問でございます。

最近、分譲されておりますマンションにつきましては、マンションの中のインターホンに直接、防災地震速報が流れると、こういったシステムが市販されておまして、業者さんではそういったシステムを導入して、グレードを上げてマンション販売をされていると、こういった状況でございます。こういった新築マンションを中心に、そういった採用が広がりを見せていると、需要が伸びているというふうなこともお聞きしております。こういった民間のマンション等の、そういった緊急地震速報システム等につきましては、市が直接どうこうという支援策はないわけでございますけれども、気象庁が行います緊急地震速報、こういったものの啓発・啓蒙といった形、いわゆるPRをさせていただいた形で、消費者のニーズをあおっていくというふうな形でさせていただきたいなというふうに考えております。

また、公共施設につきましても、先ほど生駒市が試験的にということでございますので、この辺のことも十分注意しながら、今後、導入するには条件を整理していかなければならないというふうな思いもございます。すぐにできるということではないかと思っておりますけれども、いろんな費用的なものもございますので、その辺は研究をさせていただいて、できるだけ早くそういったことで充実をさせていただけたらなというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

藤井本副議長 高木部長。

高木都市整備部長 川西議員の再質問でございます。

まず、1点目の耐震診断の啓発でございますけれども、現在、平成19年度には2回の折り込みをさせていただいて、耐震診断してくださいということで、広報等でさせていただいてます。その関係で、本年30件の予算措置をさせていただいたわけですが、これも本来もう今月でなくなって、全部の申し込みを受けてしまったという状態ではございます。今後、来年度以降につきましても、これは続けてやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

もう1点の耐震改修でございますけれども、これにつきましては、現在、耐震改修促進計

画の中ですけれども、これは個人住宅を初め、不特定多数の利用する建物、当然、病院とか賃貸住宅、それとか防災の拠点となります公共施設、また緊急輸送をする道路、避難路沿いの建築物、それとか危険物を取り扱う建築物の、例で言えばガソリンスタンド等、そういうところを優先的に耐震化すべき建築物として位置づけまして、これからの耐震対策に係るさまざまな取り組みをその中で取り組んでいきたいということでございます。その中で、先ほどのご質問のとおりの内容の耐震改修の費用にかかる補助金につきましては、現在、奈良県下では2市が実施されておるところでございます。本市におきましても、国、県の補助要綱を踏まえまして補助要綱の中で検討してまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

藤井本副議長 市長。

吉川市長 川西議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

尺土駅前の整備にかかわります状況は、先ほど部長が申し上げたようなことでございます。議員の皆さん方にも大変、尺土駅前の事業にかかわりましてはいろいろとご心配もいただいておりますし、また地元の皆さんからもご要望をいただいているところでございます。そうした中で、今までからの基本的な考え方として、私は早急にしなければならないことと、長期にわたって将来を展望した駅前広場はどうあるべきかということと整理をしながら事業を進めるべきだと、こういう観点に立っているところでございまして、その考え方は今も変わらないわけでございます。

しかしながら、ご承知のように、最近の補助事業の内容等もどんどん変わってまわっている状況もあるわけでございます。担当の部長なり課長なりが、そういう面で、例えばこういう方法でこういうふうな道路の整備をしたり、あるいは広場をつくったり、そういうことをしていこうとすれば、こういう補助事業にのって、こういう方法でやったらというふうな、そういうことを県なり国なりから、いろいろと指導を、あるいはまた相談をしながら、一番有利な方法で何とか皆さんのご要望にこたえられるようなものになっていかないと、こういうふうなことが、この1年間の正直な状況であるわけでございます。

先ほどから申しておりますように、具体的にこういう事業であれば、今まで委員会等でお示しをしておりますようなことが、部分的な修正はあるかもわからんけども、可能じゃないかというふうなこともいただいているところでございます。

私といたしましては、来年任期も来るわけでございますので、そうした状況も踏まえながら建設計画に乗せながら、皆さんと議論をしてまいりましたことについては方向をきちっと、その任期中には示させていただきたいし、またそのことによって住民の皆さん方の理解も得たいと、こういうふうにご考えているところでございます。そういうことから、今年度、もうことしもあと余すところ幾らもないわけでございますけれども、今年度中に方向をきちっと提案をさせていただいて、また皆さん方のご指導もいただきながら方向をお示しをいたしまして、そのことで具体的に進ませていただくこと、こういうふうな考え方であるのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

藤井本副議長 8番、川西議員。

川西議員 市長を初め、各担当部長からご丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。

震災というのは忘れたところにやってくる、これは皆様もご存じだと思いますが、物理学者の寺田寅彦先生の警句であります。阪神・淡路大震災が来てから13年が経過いたしますが、東海、また南海地震が30年以内に起こる確率というのが40から50%と、こんなふうに予測をされております。10月1日から地震速報も出されるようにもなりました。これも大いに利用すべきであると思いますが、しかし現在の科学ではまだまだ予知することは難しいことがたくさんあるのではないかと、このように考えます。だからこそ、私は備えが大切であるというふうに思います。

昨年度には地域防災計画ができました。また、地域防災マップもでき上がりました。皆さんも非常に喜んでくれてはります。これは葛城市としての計画であり、評価できます。また、先ほど部長からお話がありました22カ大字の自主防災組織というのも結成されました。ちょうど50%、半分の各大字の方が自主防災組織を結成されたということです。これは本当に自助・共助というんですか、自分たちのことは自分です。また共同でできることはみんなで力を合わせてするということ、これを発揮されたということは本当にすごいことではないかというふうに私は思います。いざというときに必要なものが、必要な資機材がそばにあれば、すぐに対応することができます。また、防災倉庫というのが市にはありますが、地元にはありません。各大字の公民館にこういったものも設置すべきではないか、このように考えております。

また、何度も申し上げますが、防災資機材を各大字に公助という形で設置することで、地域の方々の防災意識も高まってくるのではないかと、このように考えます。特にこの防災に関しましては、地元の協力なくして本当にどうしようもないと思います。阪神・淡路大震災におきましても、救助された方の90%近くというのが地元の方が救助をしております。そのためにも、何度も申し上げますけれども、近くに防災資機材があればスムーズに救助活動ができるのではないかと、このように思います。これは先ほど部長のお話にありましたが、地元からの強い要請もあります。ぜひひとつ、来年度の予算編成の折にはご検討をお願いしたい、このように考えております。

また、地震速報受信機等についても、各公共の場所、こういったところに整備することが大事であると考えます。特に庁舎、消防署、こういうところは、もし地震が起きたときは、そこが司令塔となって中心となって動いていただく場所です。また、子どもたちを守る、こういったことも非常に大事ではないかと思えます。少しでも早く予知ができれば、対処することは可能になると思えます。

旧當麻地域というのは防災無線を設置されております。旧新庄地域は有線放送となっております。何度も以前から旧新庄地域を防災行政無線にして統一すべきであるとの質問もさせていただいております。民間が建てるマンションに地震速報の受信機が設置されているのに、公共の施設にはないというのはいかなるものかと思えます。これも早急に検討さ

れることを強く要望させていただきたい、このように思っております。

耐震改修についてですが、高齢者だけで住まれている住宅が私の地元では大変ふえてきております。耐震改修するにも大変大きな費用が要ります。少しでも補助があればと考えます。どうか先の問題ですけれども、県、また国の動向を見ていただいて今後検討をお願いしたい、このように思います。

最後になりますが、尺土駅前開発について、また今後の展望について市長よりご答弁をいただきました。本年度中に方向を示すということ、市長おっしゃっていただきました。どうかひとつ、この問題は大変に大きな問題でもあります。すぐに進んでいくということはなかなかないと思います。特に開発を進める上では、地元の方々の協力が大変に大事だと考えております。

先日もまちづくり事業特別委員会の方々と、非公式ではありますが、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブについて勉強会をさせていただきました。公共施設等の建設、また維持管理、運営等を民間の資金、また経営能力及び技術的能力で、いわゆるノウハウを活用して行う事業の手段です。どうかひとつ、今後こういった問題も視野に入れていただいて、葛城市の玄関口でもある尺土駅前開発を進めていただきたい、このように考えております。

最後になりますが、朝岡議員からも質問がありました妊産婦健診公費負担の拡充を求める件につきましても、ぜひ前向きに検討していただきたい、このように思います。

また、葛城市には現在赤ちゃんを産む施設がありません。里帰り出産を希望している方が多くおられます。どうか早急に産婦人科の設置をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藤井本副議長 川西茂一君の発言を終結いたします。

次に、5番、吉村優子君の発言を許します。

5番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

今回は保育所の食育、給食についてお尋ねしたいと思います。

市長の19年度市政方針に、保育所につきましては乳幼児期からの発達段階に応じた正しい食事のあり方など、食育の推進をより充実するために、本年度は栄養士を中心に食育を取り入れた保育を実施してまいりますとありました。食育を取り入れた保育とは、具体的にはどういった保育なのか、どの程度進んでいるのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、先般、地元のしゅんの野菜を使った料理講習会で、ある方から質問されました。それは、葛城市の私立の保育園では週に一度、地元の野菜を給食に取り入れておられるようですが、公立の保育所、すなわち磐城第1、第2、當麻第1の各保育所ではどうなのでしょう、地元の野菜を使っておられるのでしょうかという内容でした。

そこでお尋ねしますが、公立の保育所の給食について、現時点で地場産の野菜は使われているのかどうか、また使われているなら、どのくらいの割合なのかも、まずはお尋ねしたいと思います。

質問は以上です。

再質問は自席で行わせていただきます。

藤井本副議長 田宮保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 5番、吉村議員から保育所の食育、給食について、2点にわたりましてご質問いただいたところでございます。

まず1点目の、平成19年度の市政方針に当たっての食育を取り入れた保育の具体的なことについてご質問いただいたわけでございます。この分につきましては、保育所では以前から園内の空き地を利用した菜園で、園児のおじいさん、おばあちゃんたちのお世話によりまして、野菜等の栽培をいたしておるわけでございます。また、そうした中で苗を植えたり、また水やり、取り入れ等、また少量ではございますけども、できた野菜等を給食に使用したりして、園児に食べていただいております。このような体験をしながら、食べ物の大切さを指導させていただいております。このような現状でございます。

また、平成17年度に食育基本法ができてからは、年度当初に年間食育計画を作成いたしまして、毎月の保育所だよりに食に関する情報を載せさせていただいております。今年度からは栄養士も常勤で採用いただきまして、子どもの食を取り巻く環境が変化する中で、乳幼児期からの適切な食事の取り方や、望ましい食生活の定着、また食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図ることを目標といたしまして、新たに食育だよりを年4回程度発行するなど、より一層食育を取り入れた保育の充実に取り組んでいただいております。

参考に本年度の取り組みを紹介させていただきますと、保育所では乳幼児が生活する食を営む力の基礎を培う場所であり、保育と食育と、それぞれ異なるものではなく、子どもの健康、安全で情緒の安定した生活を守るために食との関係は非常に強いという考えから、各年齢に応じた食に関する取り組みを続け、保育所のできる食育とは何かを改めて考え、取り組んでおるところでございます。

また、給食を通していろいろな食べ物を口にする機会も多くなり、そのようなことから食べることが大好きになり、口にした食べ物をおいしいと思えるようにしたい、食には名前、しゅん、味があり、おいしい食べ方、また栄養、畑のこと、環境とのかかわりなど多様な情報があるわけございまして、子どもたちに教えることで食に対して興味や関心を持たせながら育てていきたい。このようなことを通して、発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねて、人間性の形成に役立つよう取り組んでおるといった状況でございます。

また、2点目の葛城市立の、公立の3保育所での給食の中で、地元野菜はどういう形でどれぐらいの量が使われているのかとの質問でございます。

購入業者につきましては、當麻の家から購入がほとんどございまして、一部市内の業者より購入させていただいております。本年度の4月から11月までの8カ月において、當麻の家より購入いたしました野菜はサツマイモ、キュウリ、キャベツ、大根など、23品目を購入させていただいております。しゅんのもので、その期間は地元野菜をできるだけ納入していただけるようお願いしております。その割合

につきましては、8カ月の全体の使用量の約30%ぐらいを、地元野菜を使っておるという実態でございます。

以上、ご質問いただいた2点について答弁とさせていただきます。

藤井本副議長 5番、吉村議員。

吉村議員 丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

食育を取り入れた保育ということで、かなり私が思ったよりも何か進んでいるなという思いをしています。情報というか、人間形成のために食育よりも年4回ということで発行していただいたりしていますけれども、ただ食材で30%ですね。地場産の野菜を使っているということ、保護者の方には知らされていないんじゃないかなというふうに思います。當麻の家から入れられているということですが、これがすべて地場産かどうかということもちょっと確認したいんですけども、全部すべてが地場産ということですよ。當麻の家から。それは後で聞きたいと思いますが、とにかくもっと積極的に、保護者にもそれをアピールすべきじゃないかなと思います。

といいますのも、先ほど言いましたように、しゅんの野菜を使った料理講習というのを先月行いました。その対象者として、保育園児や小・中学校の子どもさんを持つお母さんとか、また既に子育てを終えられた方など、年齢層はちょっと幅広くて、50名近くの参加で行ったんですけども、そのときアンケートをとらせていただきまして、その結果ですけれども、参加者の中には食育の言葉すら知らない方もいらっしゃいますし、食育の言葉を知っていても全然関心のない方もいらっしゃる中で、100%の方から、給食に新鮮で安全である地元の農産物をもっと積極的に取り入れてほしいというご意見をいただいています。

また、最近ですけれども、県の指導で保育園における、これ保育園だけではないのかもかもしれませんけれども、食材の搬入点検票というものの記入が義務づけられたというふうにも聞いています。この中には、例えば野菜はどこどこ産ですかとか、新鮮度はどうですかとか、いろんなチェック項目があるんですけども、特にこれから市として食育を進めようとする中で、この産地の欄ですね。この欄に、特に葛城産と、またそれが無理でしたら奈良県産がふえることを望むわけですけれども、以前に学校給食に地場産の野菜を取り入れてほしいということの一般質問をさせてもらったことあるんですけども、そのとき、旧新庄でしたけれども、2,100食分ということで、食材の量の多さから安定供給は難しいというのも答えの中にありました。量だけの点でいいますと、公立の葛城市立の保育所でしたら、磐城第1で70名ですね。それから磐城第2が120名、當麻第1が60名ということで、1日250食分ということですから、これは野菜の供給というのは可能じゃないかなというふうに思います。毎日が無理ということもわかりますけれども、せめて月に1回でもオール葛城産の野菜の日というのもつくってもいいんじゃないかなという思いもしています。

それで、私立の保育園で週1回、地元の野菜を取り入れてもらって1年半がたつわけですけれども、じゃあどう変わったのかということをお聞きすると、給食を残す園児が減った

ということですね。それと、指導もあるんでしょうけれども、野菜の名前も知ることになって、野菜や食に対して関心が高まったということ聞いています。これは逆かもしれない。関心が高まったから残す園児も減ったのかもしれないけれども、野菜嫌いの子が減ったというふうに聞いています。興味を持つために、今後こういったオール葛城産の野菜の日なんかには、生産者に来ていただいて、給食のときにちょっと野菜の説明をしてもらうというのも一つではないかなというふうに思うんですけども。

いずれにしても、これから葛城市の食育について、今言いました新鮮で安全・安心な地元の野菜の食材をもっと取り入れるのかどうかも含めて、どういった方向に向かおうとされているのか、市長のご意見も伺っておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

藤井本副議長 田宮部長。

田宮保健福祉部長 吉村議員の再質問の中で、もう少し地元野菜の使用している分をPRしたらどうかというようなお話もございました。また、その日はオール地元野菜の食事というようなご意見もいただいております。そうしたことも、ご意見も参考にさせていただきながら、また現場にも推進のために取り組んでいただくように督励もさせていただきたい、このように思います。

30%程度というのは、當麻の家から毎月納品していただいた野菜の中で、地元野菜の分をチェックしていただいて、そこに何キロ納入したということでの集計をいたしまして、全体の仕入れ量から割り出したら30%になると、こういうことでご理解いただきたいと、このように思います。

いろんな面のご意見いただきましたけども、食の安全、または新鮮な野菜という中で、さらに食育というものの啓蒙・啓発も図っていききたいと、こういうことで思っておりますので、今後いろんな面でご指導賜りたいと、このように思います。

以上でございます。

藤井本副議長 市長。

吉川市長 吉村議員のご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

地元の野菜をできるだけ使う、そういう考えがあるのかと、こういう質問であったかと思うわけでございます。

先ほど部長が答弁をいたしましたように、公立の方の保育所では、先ほどの答弁のような状況で、食育にかかわりましてのいろんな啓蒙・啓発を図りながら、事業として実践をいただいていると、こういうことであるわけでございます。

しかしながら、吉村議員のご意見の中にもありましたように、保護者への浸透の問題も今ご指摘をいただいているところでございます。率直な話、私も保育所で子どもたちを相手にしてることは、それなりの市政方針にも示しているような方向で進んでいるわけでございますけども、いわゆる保護者を初め、市民の皆さんが食育ということに、考え方に対して、まだまだ認識が十分でないというふうなこともあるように思うわけでございますので、今後はそうした意味で、市民の皆さん方にも食育についての意義、そうしたものも啓蒙・

啓発も図らなければならないと、こういうふうにいるところでございます。そうした中で、地元の野菜ということになるわけでございます。

今、社会の中では、食にかかわってのいろんな問題があるわけございまして、以前にある人から聞いたお話は、食にかかわった材料を提供する専門家、そうした方々が扱うものについては、生産の中でも責任を持った、そうしたものが流通をします。しかしながら、今はやりのいろんな地域での産物にかかわっての販売をされてる、そうしたことについての責任の問題というようなことも大変重要なことではないかなというふうなことを承ったことがあるわけでございます。そういうことを考えますと、最近、例えば朝市とかに出されるものについては、生産者の名前等がわかるように、消費者の皆さんにわかるように、そうした工夫もされておるわけございまして、そうしたことから言いますと、先ほど申しますような心配も要らないと、こういうことにつながってくるだろうと思うわけでございます。地元の野菜をできるだけ使わせていただくということについては奨励を図っていききたいというふうにいるわけでございますが、そうした中で、食の安全の問題も確保されなければならないと、こういうふうにも思いますので、そういうことに留意しながら、吉村議員がおっしゃるような地産地消も踏まえて、関係の皆さんにご協力をいただきながら広めていきたいと、こういうふうにいる思います。

以上です。

藤井本副議長 5番、吉村議員。

吉村議員 それぞれお答えいただきましてありがとうございます。

食の安全が一番ですけれども、この食育に関しましては味覚の点でもちょっと問題になってくるかなというふうにいるんですけれども、私がこちらに嫁ぎまして一番感動した中の一つに野菜の味というものもあるわけですけれども、本当に野菜本来の、新鮮で安全ということはもちろんなんですけれども、野菜の本来の味がして、すごく感激したことを覚えてるんですね。スーパーで売られてる野菜とは違う味があるということで、それが私も30年近くこちらに住みますと、そういう感動も薄れてきているなという思いもしますけれども。

先日、私の姉に新米と野菜を送りまして、次の日の夕食のときにメールが届きました。そのメールには「おいしい大根、おいしいミズナ、おいしいお米でとっても幸せ」というような内容のメールが来たんですけれども、次の日の夕食にもまたメールが来まして、「昨日の大根、ご近所の老夫婦にお分けしたら、今感激して電話がかかってきました」という。味ですね。だから、すごい住んでる皆さんはなれっこになってますけれども、そういういい環境にあるということなんですよね。

園児の中には、もちろんおじいちゃん、おばあちゃんが地元でつくっておられる、農作物をつくっておられる方もいらっしゃいますけど、聞き入ってみますと大半がお母さんがスーパーで買って来た野菜で調理なさってるということなんですけれども、農体験を園児にさせますと、畑へ出るだけで感激する園児もたくさんいまして、エンドウの種まきから収穫、それから中のさやからのお豆をとって、それを給食にすると、今まで家でエンドウ

食べなかった子が食べるとかね。サツマイモを掘ったときには、そこでふかして食べさせてあげると、そういったものをおやつでも食べたことがないという、今でしたらおやつがスナック菓子ばかりだったという感じで、そういった体験もすごい園児には必要じゃないかなというふうに思います。

今、全国的に食育というふうに言われてますけれども、東京の保育所、また大阪市内の保育所と、葛城市内でする保育所というのは一緒であったはおかしいと思うんですね。葛城市内には葛城市内の特徴とか利便性を生かしたものの、そういった食育を進めるべきだというふうに思います。味覚というのは、子どもの幼いころの味覚が一生を左右しますから、そういった意味においても地元の野菜をもっとどんどん使っていただきたいなというふうに考えています。

それと、地元の野菜を使うということは、農業を守るということにもなるというふうに思うんですね。

先般、食と農の未来を考えるシンポジウムの報告が新聞に掲載されていましたが、消費者が輸入食材の多い外食チェーンやファーストフードばかり利用すれば、国内農業が衰退し、農村の風景や農業のわがが失われるというふうにもありました。地元の野菜を使うことは地元の農業を守る、また遊休農地を減らすということにもつながってくるというふうにも思いますので、いろんな意味において、これから食育をもっと考えていただきたいなということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藤井本副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、あす13日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時00分